

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書

我が国のC型肝炎患者、B型肝炎患者の大半は、輸血、血液製剤の投与などの医原性による感染と言われている。

B型肝炎については、集団予防接種によるB型肝炎ウイルス感染被害者が、国を被告として損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決において国の行政責任が確定した。また、C型肝炎についても、血液製剤の投与によるC型肝炎ウイルス感染被害者が、国と製薬企業を被告として損害賠償を求めた薬害肝炎訴訟の大阪地裁判決、福岡地裁判決において、国の行政責任と製薬企業の不法行為責任が認められ、司法の場では、ウイルス性肝炎の医原性については、過ちが認定されている。

B型、C型肝炎は、肝臓がんに移行する深刻な病気であり、肝臓がんの年間死亡者の約9割はB型、C型肝炎患者である。このような事態にかんがみれば、政府は、係争中の訴訟を直ちに終了させ、ウイルス性肝炎患者救済の諸施策に直ちに切り掛かるべきである。

よって、本市議会は政府に対し、すべての肝炎患者救済のために緊急に下記事項を実現することを強く要望する。

記

- 1 薬害肝炎訴訟を直ちに終結し、適切な賠償を実施すること。
- 2 フィブリノゲン製剤及び血液凝固第Ⅸ因子製剤を納入した全医療機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して、投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。
- 3 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応をとること。
- 4 以下の対策を実施すること。
 - (1) ウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担軽減をすること。
 - (2) ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
 - (3) ウイルス性肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策を実施すること。
 - (4) ウイルスキャリアに対する偏見・差別を一掃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年10月 3 日

吹 田 市 議 会